

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式 3-1 P5

計画書確認事項一覧表(特別養護老人ホームの施設及び設備基準)

(1)従来型特別養護老人ホーム

主な基準(※1)		内 容	法人チェック	備 考
(構造設備の一般原則)	第72条	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。		
(設備の専用)	第73条	設備は専ら当該用に供すること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(職員の資格要件)	第74条 (第5条)	施設長	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者(※2) 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	
		生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	
		機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者	
(職員の専従)	第75条 (第6条)	職員	専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	
(設備基準)	第79条 (第11条)	①耐火建築物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)		
		②準耐火建築物(次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物) 1 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下、「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと 2 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと		
		イ	所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること	
		ロ	避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと	
		ハ	火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること	
		③耐火又は準耐火を要しない(木造)場合＝ 木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入所者の安全性が確保されていると認めたととき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと) 次のいずれかの条件を満たすことが必要		
		1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造	スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等	
		2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動	非常警報設備の設置等	
		3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等	

様式 3-1 P5

計画書確認事項一覧表(特別養護老人ホームの施設及び設備基準)

(1)従来型特別養護老人ホーム

主な基準(※1)		内 容	法人チェック	備 考
(構造設備の一般原則)	第72条	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。		
(設備の専用)	第73条	設備は専ら当該用に供すること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(職員の資格要件)	第74条 (第5条)	施設長	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者(※2) 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	
		生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	
		機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者	
(職員の専従)	第75条 (第6条)	職員	専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	
(設備基準)	第79条 (第11条)	①耐火建築物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)		
		②準耐火建築物(次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物) 1 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下、「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと 2 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと		
		イ	所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること	
		ロ	避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと	
		ハ	火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること	
		③耐火又は準耐火を要しない(木造)場合＝ 木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入所者の安全性が確保されていると認めたととき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと) 次のいずれかの条件を満たすことが必要		
		1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造	スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等	
		2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動	非常警報設備の設置等	
		3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等	

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式3-1 P6

様式3-1 P6

主な基準(※1)	内容	法人チェック	備考
(設備基準)	<p>第79条 (第11条) 事務室その他の運営上必要な設備 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」)は、3階以上の階に設けてはならない。 ただし、次の各号の全てに該当する場合は可。 1 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。 2 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 3 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 その他 廊下の幅は、1.8m以上(中廊下は、2.7m以上)とすること。(※手すりから手すりまでの幅である。) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 廊下及び階段には、手すりを設けること。 階段の傾斜は、緩やかにすること。 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>		
(職員配置基準)	<p>第80条 (第12条) 施設長 1(常勤) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための必要数 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上(常勤) 介護支援専門員 1以上(専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。)(※3) ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。 (※4) 介護又は看護職員 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 看護職員の数、次のとおりとすること。(1人以上は常勤) (1) 入所者が30を超えない特養 常勤換算で、1以上 (2) 入所者が30を超えて50を超えない特養 常勤換算で2以上 (3) 入所者が50を超えて130を超えない特養 常勤換算で3以上 (4) 入所者の数が130を超える特養 常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 栄養士又は管理栄養士 1以上(定員40人以内の特養は、他の施設の栄養士との連携により効果的運営が期待でき、入所者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。) 機能訓練指導員 1以上(当該特養の他の職務に従事可) 調理員、事務員その他職員 実情に応じた適当数</p> <p>※入所者数: 前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数。 ※常勤換算: 各職員の勤務延時間数の総数を当該特養で常勤職員が勤務すべき時間数で除して算定する。 ※ サテライト型居住施設の本体施設である特養ホームについて、サテライト型居住施設に医師、調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、本体施設とサテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出すること。</p>		
(業務継続計画の策定等)	<p>第93条の2(第24条の2) 感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」の策定に努めること。(令和6年4月1日から義務化) 職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。</p>		
(協力病院等)	<p>第96条 入院治療を必要とする入所者のため協力病院を定めておかなければならない。 協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>		

主な基準(※1)	内容	法人チェック	備考
(設備基準)	<p>第79条 (第11条) 事務室その他の運営上必要な設備 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」)は、3階以上の階に設けてはならない。 ただし、次の各号の全てに該当する場合は可。 1 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。 2 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 3 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 その他 廊下の幅は、1.8m以上(中廊下は、2.7m以上)とすること。(※手すりから手すりまでの幅である。) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 廊下及び階段には、手すりを設けること。 階段の傾斜は、緩やかにすること。 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>		
(職員配置基準)	<p>第80条 (第12条) 施設長 1(常勤) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための必要数 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上(常勤) 介護支援専門員 1以上(専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。)(※3) ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。 (※4) 介護又は看護職員 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 看護職員の数、次のとおりとすること。(1人以上は常勤) (1) 入所者が30を超えない特養 常勤換算で、1以上 (2) 入所者が30を超えて50を超えない特養 常勤換算で2以上 (3) 入所者が50を超えて130を超えない特養 常勤換算で3以上 (4) 入所者の数が130を超える特養 常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 栄養士又は管理栄養士 1以上(定員40人以内の特養は、他の施設の栄養士との連携により効果的運営が期待でき、入所者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。) 機能訓練指導員 1以上(当該特養の他の職務に従事可) 調理員、事務員その他職員 実情に応じた適当数</p> <p>※入所者数: 前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数。 ※常勤換算: 各職員の勤務延時間数の総数を当該特養で常勤職員が勤務すべき時間数で除して算定する。 ※ サテライト型居住施設の本体施設である特養ホームについて、サテライト型居住施設に医師、調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、本体施設とサテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出すること。</p>		
(協力病院等)	<p>第96条 入院治療を必要とする入所者のため協力病院を定めておかなければならない。 協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>		

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式3-1 P7

様式3-1 P7

計画書確認事項一覧表(特別養護老人ホームの施設及び設備基準)

計画書確認事項一覧表(特別養護老人ホームの施設及び設備基準)

(2)ユニット型特別養護老人ホーム

主な基準		内容	法人 チェック	備考
定義	第101条	施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成されるユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホーム		
(構造設備の一般原則)	第111条	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。		
(設備の専用)	第111条	設備は専ら当該用に供すること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(職員の資格要件)	第111条	施設長 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者		
		生活相談員 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者		
		機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者		
(職員の専従)	第111条	職員 専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(設備基準)	第104条 (第35条)	①耐火建築物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) ②準耐火建築物(次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物) 1 居室その他の入居者の日常生活に充てられる場所(以下、「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと 2 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと		
		イ 所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること		
		ロ 避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと		
		ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること		
		③耐火又は準耐火を要しない(木造)場合＝ 木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入居者の安全性が確保されていると認めるとき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと) 次のいずれかの条件を満たすことが必要		
		1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等		
		2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動 非常警報設備の設置等		
3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等			

(2)ユニット型特別養護老人ホーム

主な基準		内容	法人 チェック	備考
定義	第101条	施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成されるユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホーム		
(構造設備の一般原則)	第111条	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。		
(設備の専用)	第111条	設備は専ら当該用に供すること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(職員の資格要件)	第111条	施設長 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者		
		生活相談員 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者		
		機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者		
(職員の専従)	第111条	職員 専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(設備基準)	第104条 (第35条)	①耐火建築物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) ②準耐火建築物(次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物) 1 居室その他の入居者の日常生活に充てられる場所(以下、「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと 2 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと		
		イ 所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること		
		ロ 避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと		
		ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること		
		③耐火又は準耐火を要しない(木造)場合＝ 木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入居者の安全性が確保されていると認めるとき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと) 次のいずれかの条件を満たすことが必要		
		1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等		
		2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動 非常警報設備の設置等		
3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等			

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式3-1 P9

(職員配置基準)	第106条 (第37条)	介護又は看護職員	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。		
			常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。		
			看護職員の数は、次のとおりとすること。(1人以上は常勤)		
			(1) 入所者数が30を超えない特養 常勤換算で1以上		
			(2) 入所者数が30を超えて50を超えない特養 常勤換算で2以上		
(3) 入所者数が50を超えて130を超えない特養 常勤換算で3以上					
(4) 入所者の数が130を超える特養 常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上					
(勤務体制の確保等)	第114条 (第40条)	1 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。			
			2 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。		
			3 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。(※5)		
			栄養士又は管理栄養士 1以上(定員40人以内の特養は、他の施設の栄養士との連携により効果的運営が期待でき、入所者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。)		
			機能訓練指導員 1以上(当該特養の他の職務に従事可)		
調理員、事務員その他職員 実情に応じた適当数					
※入所者数: 前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数。					
※常勤換算: 各職員の勤務延時間数の総数を当該特養で常勤職員が勤務すべき時間数で除して算定する。					
※ サテライト型居住施設の本体施設である特養ホームについて、サテライト型居住施設に医師、調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、本体施設とサテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出すること。					
(業務継続計画の策定等)	第111条 (第24条の2)	感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」の策定に努めること。(令和6年4月1日から義務化)			
		職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。			
(協力病院等)	第111条	入院治療を必要とする入所者のため協力病院を定めておかななければならない。			
		協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。			

様式3-1 P9

(職員配置基準)	第106条 (第37条)	介護又は看護職員	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。		
			常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。		
			看護職員の数は、次のとおりとすること。(1人以上は常勤)		
			(1) 入所者数が30を超えない特養 常勤換算で1以上		
			(2) 入所者数が30を超えて50を超えない特養 常勤換算で2以上		
(3) 入所者数が50を超えて130を超えない特養 常勤換算で3以上					
(4) 入所者の数が130を超える特養 常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上					
(勤務体制の確保等)	第114条 (第40条)	1 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。			
			2 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。		
			3 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。(※5)		
			栄養士又は管理栄養士 1以上(定員40人以内の特養は、他の施設の栄養士との連携により効果的運営が期待でき、入所者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。)		
			機能訓練指導員 1以上(当該特養の他の職務に従事可)		
調理員、事務員その他職員 実情に応じた適当数					
※入所者数: 前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数。					
※常勤換算: 各職員の勤務延時間数の総数を当該特養で常勤職員が勤務すべき時間数で除して算定する。					
※ サテライト型居住施設の本体施設である特養ホームについて、サテライト型居住施設に医師、調理員、事務員その他の職員を置かない場合は、本体施設とサテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出すること。					
(協力病院等)	第111条	入院治療を必要とする入所者のため協力病院を定めておかななければならない。			
		協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。			

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式3-1 P10

様式3-1 P10

計画書確認事項一覧表(特別養護老人ホームの施設及び設備基準)

計画書確認事項一覧表(特別養護老人ホームの施設及び設備基準)

(3)地域密着型特別養護老人ホーム(従来型)

主な基準	内容		法人 チェック	備考
定義 (構造設備の一般原則)	第112条	地域密着型特養とは、入所定員が29人以下の特養ホームをいう。		
(設備の専用)	第117条	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。		
(職員の資格要件)	第117条	施設長 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者 生活相談員 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者		
(職員の専従)	第117条	職員 専ら当該特別養護老人ホーム職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(設備の基準)	第113条 (第55条)	①耐火建築物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) ②準耐火建築物(次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物) 1 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下、「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと 2 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと イ 所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること ロ 避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること ③耐火又は準耐火を要しない(木造)場合＝ 木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入所者の安全性が確保されていると認めるとき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと) 次のいずれかの条件を満たすことが必要 1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等 2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動 非常警報設備の設置等 3 円滑な避難が可能な構造 避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 火災の際円滑な避難が可能 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等		

(3)地域密着型特別養護老人ホーム(従来型)

主な基準	内容		法人 チェック	備考
定義 (構造設備の一般原則)	第112条	地域密着型特養とは、入所定員が29人以下の特養ホームをいう。		
(設備の専用)	第117条	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。		
(設備の専用)	第117条	設備は専ら当該用に供すること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(職員の資格要件)	第117条	施設長 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者 生活相談員 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者		
(職員の専従)	第117条	職員 専ら当該特別養護老人ホーム職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		
(設備の基準)	第113条 (第55条)	①耐火建築物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) ②準耐火建築物(次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物) 1 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下、「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと 2 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと イ 所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること ロ 避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること ③耐火又は準耐火を要しない(木造)場合＝ 木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入所者の安全性が確保されていると認めるとき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと) 次のいずれかの条件を満たすことが必要 1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造 スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等 2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動 非常警報設備の設置等 3 円滑な避難が可能な構造 避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 火災の際円滑な避難が可能 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等		

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式3-1 P11

様式3-1 P11

(職員配置基準)	第114条 (第56条)	施設長	1(常勤)			
		医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための必要数			
		医師	地域密着型特養に短期入所又は介護予防短期入所が併設される場合、短期入所の医師については、地域密着型の医師により短期入所利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。			
		生活相談員	1以上(常勤)			
		介護支援専門員(指定基準)	1以上(専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。)ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。(※4)			
		第115条 (第57条)	介護職員又は看護職員	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。 看護職員の数は、1以上 介護職員のうち、1人以上は常勤。 常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。		
			看護職員	看護職員のうち、1人以上は常勤。		
			栄養士又は管理栄養士	1以上 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。		
			機能訓練指導員	1以上(当該地域密着型特養の他の職務に従事可)		
				調理員、事務員その他の職員	実情に応じた適当数	
(職員配置基準)	第114条 (第56条)	※入所者数	前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数。			
		※常勤換算	当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特養ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。			
(業務継続計画の策定等)	第117条 (第24条の2)	感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」の策定に努めること。(令和6年4月1日から義務化) 職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。				
(協力病院等)	第117条	入院治療を必要とする入所者のため協力病院を定めておかなければならない。 協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。				
(地域との連携等)	第116条	運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該特養が所在する市町村の職員又は当該特養が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特養ホームについて知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね二月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。				

(職員配置基準)	第114条 (第56条)	施設長	1(常勤)			
		医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための必要数			
		医師	地域密着型特養に短期入所又は介護予防短期入所が併設される場合、短期入所の医師については、地域密着型の医師により短期入所利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。			
		生活相談員	1以上(常勤)			
		介護支援専門員(指定基準)	1以上(専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。)ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。(※4)			
		第115条 (第57条)	介護職員又は看護職員	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。 看護職員の数は、1以上 介護職員のうち、1人以上は常勤。 常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。		
			看護職員	看護職員のうち、1人以上は常勤。		
			栄養士又は管理栄養士	1以上 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。		
			機能訓練指導員	1以上(当該地域密着型特養の他の職務に従事可)		
				調理員、事務員その他の職	実情に応じた適当数	
(職員配置基準)	第114条 (第56条)	※入所者数	前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数。			
	※常勤換算	当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特養ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。				
(協力病院等)	第117条	入院治療を必要とする入所者のため協力病院を定めておかなければならない。 協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。				
(地域との連携等)	第116条	運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該特養が所在する市町村の職員又は当該特養が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特養ホームについて知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね二月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。				

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式3-1 P13

計画書確認事項一覧表(特別養護老人ホームの施設及び設備基準)

(4)ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

主な基準		内容	法人 チェック	備考												
定義	第118条	施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特養ホーム														
(構造設備の一般原則)	第121条	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。														
(設備の専用)	第121条	設備は専ら当該用に供すること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。														
(職員の資格要件)	第121条	<table border="1"> <tr> <td>施設長</td> <td>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者</td> </tr> </table>	施設長	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者								
施設長	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者															
生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者															
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者															
(職員の専従)	第121条	職員 専ら当該特別養護老人ホーム職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。														
(設備の基準)	第119条 (第61条)	<p>①耐火建築物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)</p> <p>②準耐火建築物(次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物)</p> <p>1 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下、「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと</p> <p>2 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること</td> </tr> </table> <p>③耐火又は準耐火を要しない(木造)場合＝ 木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入所者の安全性が確保されていると認めたとき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと)</p> <p>次のいずれかの条件を満たすことが必要</p> <table border="1"> <tr> <td>1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造</td> <td>スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等</td> </tr> <tr> <td>2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動</td> <td>非常警報設備の設置等</td> </tr> <tr> <td>3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能</td> <td>避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等</td> </tr> </table>	イ	所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること	ロ	避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと	ハ	火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること	1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造	スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等	2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動	非常警報設備の設置等	3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等		
イ	所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること															
ロ	避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと															
ハ	火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること															
1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造	スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等															
2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動	非常警報設備の設置等															
3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等															

様式3-1 P13

計画書確認事項一覧表(特別養護老人ホームの施設及び設備基準)

(4)ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

主な基準		内容	法人 チェック	備考												
定義	第118条	施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特養ホーム														
(構造設備の一般原則)	第121条	配置、構造、設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。														
(設備の専用)	第121条	設備は専ら当該用に供すること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。														
(職員の資格要件)	第121条	<table border="1"> <tr> <td>施設長</td> <td>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者</td> </tr> </table>	施設長	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者								
施設長	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉事業に2年以上従事した者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者															
生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 これらと同等以上の能力を有すると認められる者															
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者															
(職員の専従)	第121条	職員 専ら当該特別養護老人ホーム職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。														
(設備の基準)	第119条 (第61条)	<p>①耐火建築物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)</p> <p>②準耐火建築物(次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物)</p> <p>1 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下、「居室等」)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと</p> <p>2 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること</td> </tr> </table> <p>③耐火又は準耐火を要しない(木造)場合＝ 木造かつ平屋建ての建物で、知事(政令市長、中核市長)が、入所者の安全性が確保されていると認めたとき(火災予防、消火活動等の専門知識者の意見を聴くこと)</p> <p>次のいずれかの条件を満たすことが必要</p> <table border="1"> <tr> <td>1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造</td> <td>スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等</td> </tr> <tr> <td>2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動</td> <td>非常警報設備の設置等</td> </tr> <tr> <td>3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能</td> <td>避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等</td> </tr> </table>	イ	所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること	ロ	避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと	ハ	火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること	1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造	スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等	2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動	非常警報設備の設置等	3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等		
イ	所在地を管轄する消防長等と相談の上、非常災害に関する具体的計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること															
ロ	避難、救出等の訓練については、計画に従い昼間及び夜間において行うこと															
ハ	火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること															
1 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造	スプリンクラー設置 内装材等への難燃材料使用 調理室等火災が発生のおそれがある箇所に防火区画の設置等															
2 火災早期発見と通報体制の整備、円滑な消火活動	非常警報設備の設置等															
3 円滑な避難が可能な構造 かつ 火災の際円滑な避難が可能	避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等 かつ 避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等															

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式3-1 P15

(職員配置基準)	第114条 (第56条)	介護職員又は看護職員	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。		
	第120条 (第62条)		看護職員の数は、1以上 介護職員のうち、1人以上は常勤。 常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 看護職員のうち、1人以上は常勤。		
(勤務体制の確保等)	第121条 (第63条)		1 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。		
			2 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 3 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。(※5)		
		栄養士又は管理栄養士	1以上 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。		
		機能訓練指導員	1以上(当該地域密着型特養の他の職務に従事可)		
		調理員、事務員 その他職員	実情に応じた適当数		
		※入所者数	前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数。		
		※常勤換算	当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特養ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。		
			通所(予防)介護、短期入所、認知症通所(予防)介護が併設される場合、併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者について、地域密着型特養の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 併設される指定短期入所の定員は、当該地域密着型入所定員と同数までが上限。 小規模多機能(予防)介護事業所が併設される場合は、地域密着型特養が自らの職員配置の基準を満たすほかに、小規模多機能型事業所等の基準を満たす人員が配置されているときは、地域密着型職員は、小規模多機能事業所の職務に従事できる。		
(業務継続計画の策定等)	第121条 (第24条の2)		感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」の策定に努めること。(令和6年4月1日から義務化) 職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。		
(地域との連携等)	第121条		運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該特養が所在する市町村の職員又は特養が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特養ホームについて知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね二月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。		

様式3-1 P15

(職員配置基準)	第114条 (第56条)	介護職員又は看護職員	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。		
	第120条 (第62条)		看護職員の数は、1以上 介護職員のうち、1人以上は常勤。 常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 看護職員のうち、1人以上は常勤。		
(勤務体制の確保等)	第121条		1 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。		
			2 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 3 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。(※5)		
		栄養士又は管理栄養士	1以上 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。		
		機能訓練指導員	1以上(当該地域密着型特養の他の職務に従事可)		
		調理員、事務員 その他職員	実情に応じた適当数		
		※入所者数	前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数。		
		※常勤換算	当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特養ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。		
			通所(予防)介護、短期入所、認知症通所(予防)介護が併設される場合、併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者について、地域密着型特養の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 併設される指定短期入所の定員は、当該地域密着型入所定員と同数までが上限。 小規模多機能(予防)介護事業所が併設される場合は、地域密着型特養が自らの職員配置の基準を満たすほかに、小規模多機能型事業所等の基準を満たす人員が配置されているときは、地域密着型職員は、小規模多機能事業所の職務に従事できる。		
(協力病院等)	第121条		入院治療を必要とする入所者のため協力病院を定めておかななければならない。 協力歯科医療機関を定めておこう努めること。		
(地域との連携)	第121条		運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該特養が所在する市町村の職		

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式第3号-4 P21

施設運営収支計画表（短期）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
特養入所者数 (人)													
稼働率 (%)													
ショートステイ利用者数 (人)													
稼働率 (%)													
割合(%)													
収入													
特養													
介護報酬													
食費													
ホテルコスト													
ショート													
介護報酬													
食費													
ホテルコスト													
運営資金													
合計													
支出													
人件費													
職員給与													
理事報酬													
事務費													
研修費													
消耗品費													
光熱水費													
修繕費													
通信運搬費													
業務委託費													
損害等保険料													
土地賃貸料													
その他事務費													
事業費													
給食費													
保健衛生費													
被服費													
光熱水費													
消耗品費													
修繕費													
その他事業費													
利息支払													
借入金元金支払													
大規模修繕費													
合計													
収支差額													
支払資金残高													
借入残高													

注) 特養及びショートステイ以外の事業を実施する場合は、利用者数欄、収入欄等を適宜追加すること。
 注) 介護報酬は、2ヶ月遅れて入金されるものとして記載すること。
 注) 増床の場合は、増床分及び全体分(既存床分と増床分の合計)の2枚を作成すること。
 注) 開所から6か月間は190%以上、7か月以降は1100%の人件費を計上し、人員配置計画書との整合性をとること。

様式第3号-4 P21

施設運営収支計画表（短期）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
特養入所者数 (人)													
稼働率 (%)													
ショートステイ利用者数 (人)													
稼働率 (%)													
割合(%)													
収入													
特養													
介護報酬													
食費													
ホテルコスト													
ショート													
介護報酬													
食費													
ホテルコスト													
運営資金													
合計													
支出													
人件費													
職員給与													
理事報酬													
事務費													
研修費													
消耗品費													
光熱水費													
修繕費													
通信運搬費													
業務委託費													
損害等保険料													
土地賃貸料													
その他事務費													
事業費													
給食費													
保健衛生費													
被服費													
光熱水費													
消耗品費													
修繕費													
その他事業費													
利息支払													
借入金元金支払													
合計													
収支差額													
支払資金残高													
借入残高													

注) 特養及びショートステイ以外の事業を実施する場合は、利用者数欄、収入欄等を適宜追加すること。
 注) 介護報酬は、2ヶ月遅れて入金されるものとして記載すること。
 注) 増床の場合は、増床分及び全体分(既存床分と増床分の合計)の2枚を作成すること。
 注) 開所から6か月間は190%以上、7か月以降は1100%の人件費を計上し、人員配置計画書との整合性をとること。

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新	旧
<p>様式4-1 P31</p> <p><記入要領></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この用紙は、日本産業規格A列4番とすること。 2 字は墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。 3 記入欄には以下のとおり記入すること。 <p>(1) 概要について</p> <p>ア 施設名は仮称を記入すること。(施設名に個人名が入ることは好ましくないの で用いないこと。)</p> <p>イ 設置予定地は、可能な限り所在地番まで記入すること。</p> <p>ウ 併設施設には、併設保険医療機関(平成14年3月8日付保医発第0308003号 「併設保険医療機関の取扱い」の1(1)に該当する併設保険医療機関とする。) も記入すること。</p>	<p>様式4-1 P31</p> <p><記入要領></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この用紙は、日本産業規格A列4番とすること。 2 字は墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。 3 記入欄には以下のとおり記入すること。 <p>(1) 概要について</p> <p>ア 施設名は仮称を記入すること。(施設名に個人名が入ることは好ましくないの で用いないこと。)</p> <p>イ 設置予定地は、可能な限り所在地番まで記入すること。</p>

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新	旧
<p>様式4-2 P34</p> <p><記入要領></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この用紙は、日本産業規格A列4番とすること。 2 字は墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。 3 記入欄には以下のとおり記入すること。 <p>(1) 既存施設及び増床・改修計画の概要について</p> <p>ア 施設名、所在地、開設許可は、それぞれ既存施設の名称、所在地、開設許可年月日を記入すること。</p> <p>イ 現行定員、増加定員、計欄には、それぞれ既存施設の入所定員、増床希望数とその合計を記入すること。</p> <p>ウ 通所リハビリテーション実施の有無は、該当する方を○で囲み、有の場合はその定員を記入すること。</p> <p>エ 併設施設には、併設保険医療機関（平成14年3月8日付保医発第0308003号「併設保険医療機関の取扱い」の1（1）に該当する併設保険医療機関とする。）も記入すること。</p>	<p>様式4-2 P34</p> <p><記入要領></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この用紙は、日本産業規格A列4番とすること。 2 字は墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。 3 記入欄には以下のとおり記入すること。 <p>(1) 既存施設及び増床・改修計画の概要について</p> <p>ア 施設名、所在地、開設許可は、それぞれ既存施設の名称、所在地、開設許可年月日を記入すること。</p> <p>イ 現行定員、増加定員、計欄には、それぞれ既存施設の入所定員、増床希望数とその合計を記入すること。</p> <p>ウ 通所リハビリテーション実施の有無は、該当する方を○で囲み、有の場合はその定員を記入すること。</p>

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式5-1 P46

(1)介護老人保健施設

人員等	基準	入所定員100人の場合の算定例	根拠法令	法人✓欄
管理者	・知事の承認を受けた医師(知事の承認を受けた場合は医師以外の者に管理させることができる。) ・常勤で、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する。(※3)	常勤1人	・介護保険法第95条 ・条例第356条(基準省令第23条) ・解釈通知第四の19	
医師	・常勤換算で、入所者数を100で除した数以上 ・ただし、最低常勤1人以上	$100 \div 100 = 常勤1人以上$	・基準省令第2条 ・解釈通知第二の1	
看護職員 介護職員 ※看護職員とは、看護師及び准看護師のこと	・常勤換算で入所者数を3又はその端数を増すごとに1人以上とし、その2/7程度を看護職員、5/7程度を介護職員の標準とする。 (※1)(※2)	$100 \div 3 = 33.333 \rightarrow 34人以上$ 看護: $34人 \times 2/7 = 10人$ 程度 介護: $34人 \times 5/7 = 24人$ 程度	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の3	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・常勤換算で、入所者数を100で除した数以上	$100 \div 100 = 1人以上$	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の5	
支援相談員	・常勤1人以上(入所者数が100を超える場合は、常勤職員1名に加え常勤換算で100を超える部分を100で除した数以上)	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の4	
栄養士又は管理栄養士	・入所定員100人以上の施設は1人以上(常勤) ・また、入所定員100人未満でも常勤1人以上に努めること	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の6	
介護支援専門員	・入所者数が100又はその端数を増すごとに1人以上(うち1人は常勤であること)	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の7	
薬剤師	・入所者数を300で除した数以上を標準とする	0.3人以上(標準)	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の2	
調理員、事務員、その他	・実情に応じた適当数	実情に応じた適当数	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の8	

様式5-1 P46

(1)介護老人保健施設

人員等	基準	入所定員100人の場合の算定例	根拠法令	法人✓欄
管理者	・知事の承認を受けた医師(知事の承認を受けた場合は医師以外の者に管理させることができる。) ・常勤で、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する。(※3)	常勤1人	・介護保険法第95条 ・条例第356条(基準省令第23条) ・解釈通知第四の19	
医師	・常勤換算で、入所者数を100で除した数以上 ・ただし、最低常勤1人以上	$100 \div 100 = 常勤1人以上$	・基準省令第2条 ・解釈通知第二の1	
看護職員 介護職員 ※看護職員とは、看護師及び准看護師のこと	・入所者数を3又はその端数を増すごとに1人以上とし、その2/7を看護職員、5/7を介護職員の標準とする。 (※1)(※2)	$100 \div 3 = 33.333 \rightarrow 34人以上$ 看護: $34人 \times 2/7 = 10人以上$ 介護: $34人 \times 5/7 = 24人以上$	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の3	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・常勤換算で、入所者数を100で除した数以上	$100 \div 100 = 1人以上$	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の5	
支援相談員	・常勤1人以上(入所者数が100を超える場合は、常勤職員1名に加え常勤換算で100を超える部分を100で除した数以上)	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の4	
栄養士又は管理栄養士	・入所定員100人以上の施設は1人以上(常勤) ・また、入所定員100人未満でも常勤1人以上に努めること	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の6	
介護支援専門員	・入所者数が100又はその端数を増すごとに1人以上(うち1人は常勤であること)	常勤1人以上	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の7	
薬剤師	・入所者数を300で除した数以上を標準とする	0.3人以上(標準)	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の2	
調理員、事務員、その他	・実情に応じた適当数	実情に応じた適当数	・条例第334条(基準省令第2条) ・解釈通知第二の8	

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式5-1 P49

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 		
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は1人とする。ただしサービスの提供上必要と認められる場合は2人とすることができる。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・床面積は10.65㎡以上(壁心)を標準。ただし定員2人の場合は、21.3㎡以上とする。 ・ユニットに属さない療養室を改修したものについては10.65㎡以上(21.3㎡以上)とし、入居者同士の視線の遮断確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・地階に設けてはならない。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ・ナースコールを設けること。 ・他の施設や従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条 ・基準省令第41条第2項第1号 ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・2㎡×入居定員数以上 ・他のユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することが出来ること。 ・当該ユニットの入居者全員と職員とが一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で車椅子の通行に支障がない形状が確保されていること。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号イ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
洗面室	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい。 ・共同生活室ごとに設ける場合には2箇所以上に分散して設けることが望ましい。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号ロ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい。 ・共同生活室ごとに設ける場合には2箇所以上に分散して設けることが望ましい。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号ハ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	

様式5-1 P49

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね10人以下 		
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は1人とする。ただしサービスの提供上必要と認められる場合は2人とすることができる。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・床面積は10.65㎡以上(壁心)を標準。ただし定員2人の場合は、21.3㎡以上とする。 ・ユニットに属さない療養室を改修したものについては10.65㎡以上(21.3㎡以上)とし、入居者同士の視線の遮断確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・地階に設けてはならない。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ・ナースコールを設けること。 ・他の施設や従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条 ・基準省令第41条第2項第1号 ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・2㎡×入居定員数以上 ・他のユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することが出来ること。 ・当該ユニットの入居者全員と職員とが一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で車椅子の通行に支障がない形状が確保されていること。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号イ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
洗面室	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい。 ・共同生活室ごとに設ける場合には2箇所以上に分散して設けることが望ましい。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号ロ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設けることが望ましい。 ・共同生活室ごとに設ける場合には2箇所以上に分散して設けることが望ましい。 ・従来型施設との共用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第375条第2項第1号ハ ・解釈通知第五の3(2) ・一部ユニット型廃止通知 	

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新	旧
---	---

新	旧									
様式 5 - 1 P50	様式 5 - 1 P50									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> <td style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。(スプリンクラー設備については、延べ床面積275㎡以上の施設は設置すること。) ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。 </td> <td style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第335条第3項、336条第6項、第7項 ・条例第375条第3項、第4項第6号、第7号 ・解釈通知第三の2(1) ・一部ユニット型廃止通知 ・解釈通知第五の3(2) ・消防法施行令 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="color: red;"> <ul style="list-style-type: none"> 感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」の策定に努めること。(令和6年4月1日から義務化) 職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。 </td> <td style="color: red;"> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第360条の2 ・基準省令第26条の2 </td> </tr> </table>	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。(スプリンクラー設備については、延べ床面積275㎡以上の施設は設置すること。) ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335条第3項、336条第6項、第7項 ・条例第375条第3項、第4項第6号、第7号 ・解釈通知第三の2(1) ・一部ユニット型廃止通知 ・解釈通知第五の3(2) ・消防法施行令 		<ul style="list-style-type: none"> 感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」の策定に努めること。(令和6年4月1日から義務化) 職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第360条の2 ・基準省令第26条の2 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> <td style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。(スプリンクラー設備については、延べ床面積275㎡以上の施設は設置すること。) ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。 </td> <td style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第335条第3項、336条第6項、第7項 ・条例第375条第3項、第4項第6号、第7号 ・解釈通知第三の2(1) ・一部ユニット型廃止通知 ・解釈通知第五の3(2) ・消防法施行令 </td> </tr> </table>	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。(スプリンクラー設備については、延べ床面積275㎡以上の施設は設置すること。) ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335条第3項、336条第6項、第7項 ・条例第375条第3項、第4項第6号、第7号 ・解釈通知第三の2(1) ・一部ユニット型廃止通知 ・解釈通知第五の3(2) ・消防法施行令
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。(スプリンクラー設備については、延べ床面積275㎡以上の施設は設置すること。) ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335条第3項、336条第6項、第7項 ・条例第375条第3項、第4項第6号、第7号 ・解釈通知第三の2(1) ・一部ユニット型廃止通知 ・解釈通知第五の3(2) ・消防法施行令 								
	<ul style="list-style-type: none"> 感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」の策定に努めること。(令和6年4月1日から義務化) 職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第360条の2 ・基準省令第26条の2 								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。(スプリンクラー設備については、延べ床面積275㎡以上の施設は設置すること。) ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第335条第3項、336条第6項、第7項 ・条例第375条第3項、第4項第6号、第7号 ・解釈通知第三の2(1) ・一部ユニット型廃止通知 ・解釈通知第五の3(2) ・消防法施行令 								

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新	旧																																							
<p>様式5-1 P51</p> <p>・従来型とユニット型が併設する場合の施設基準について(旧「一部ユニット型介護老人保健施設」)</p> <p>【施設基準】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">施設等</th> <th style="width:60%;">基準</th> <th style="width:20%;">法人✓欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養室、共同生活室、洗面設備、便所</td> <td>・ユニット型施設と従来型施設における共用は認められない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における共用が認められる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【人員基準】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">人員等</th> <th style="width:60%;">基準</th> <th style="width:20%;">法人✓欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者</td> <td>・入所者の処遇に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における同職との兼務が認められる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤の取扱い</td> <td>・双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(根拠法令)</p> <p>・一部ユニット型廃止通知 2 (3)</p>	施設等	基準	法人✓欄	療養室、共同生活室、洗面設備、便所	・ユニット型施設と従来型施設における共用は認められない。		上記以外の施設	・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における共用が認められる。		人員等	基準	法人✓欄	従業者	・入所者の 処遇 に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における 同職との兼務 が認められる。		常勤の取扱い	・双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。		<p>様式5-1 P51</p> <p>・従来型とユニット型が併設する場合の施設基準について(旧「一部ユニット型介護老人保健施設」)</p> <p>【施設基準】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">施設等</th> <th style="width:60%;">基準</th> <th style="width:20%;">法人✓欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養室、共同生活室、洗面設備、便所</td> <td>・ユニット型施設と従来型施設における共用は認められない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の施設</td> <td>・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における共用が認められる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【人員基準】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">人員等</th> <th style="width:60%;">基準</th> <th style="width:20%;">法人✓欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員</td> <td>・ユニット型施設と従来型施設における兼務は認められない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の各事業者</td> <td>・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における兼務が認められる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤の取扱い(介護職員を除く)</td> <td>・双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(根拠法令)</p> <p>・一部ユニット型廃止通知 2 (2) 及び (3)</p> <p>・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて」(平成23年9月30日 介護保険最新情報vol.238) 6～9</p> <p>・「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.2) (平成24年3月30日) について」(平成24年3月30日 介護保険最新情報vol.273) 問43</p>	施設等	基準	法人✓欄	療養室、共同生活室、洗面設備、便所	・ユニット型施設と従来型施設における共用は認められない。		上記以外の施設	・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における共用が認められる。		人員等	基準	法人✓欄	介護職員	・ユニット型施設と従来型施設における兼務は認められない。		上記以外の各事業者	・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における兼務が認められる。		常勤の取扱い(介護職員を除く)	・双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。	
施設等	基準	法人✓欄																																						
療養室、共同生活室、洗面設備、便所	・ユニット型施設と従来型施設における共用は認められない。																																							
上記以外の施設	・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における共用が認められる。																																							
人員等	基準	法人✓欄																																						
従業者	・入所者の 処遇 に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における 同職との兼務 が認められる。																																							
常勤の取扱い	・双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。																																							
施設等	基準	法人✓欄																																						
療養室、共同生活室、洗面設備、便所	・ユニット型施設と従来型施設における共用は認められない。																																							
上記以外の施設	・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における共用が認められる。																																							
人員等	基準	法人✓欄																																						
介護職員	・ユニット型施設と従来型施設における兼務は認められない。																																							
上記以外の各事業者	・入所者のサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における兼務が認められる。																																							
常勤の取扱い(介護職員を除く)	・双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。																																							

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新				旧				
様式5-2 P60				様式5-2 P60				
薬剤師	<p>・常勤換算でI型入所者の数を150で除した数に、II型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上</p> <p>※併設型小規模介護医療院については、併設する医療機関の職員(病院:医師又は薬剤師、診療所:医師)により入所者の処遇が適切に行われる場合は置かないことができる。</p>	<p>(※I型療養床の利用60人、II型療養床の利用40とした場合)</p> <p>$60 \div 150 + 40 \div 300 =$ 常勤0.53人以上</p>	<p>・条例438条の4(基準省令第4条第1項2号)</p> <p>・解釈通知第3-2</p>	<p>・I型入所者の数を150で除した数に、II型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上</p> <p>※併設型小規模介護医療院については、併設する医療機関の職員(病院:医師又は薬剤師、診療所:医師)により入所者の処遇が適切に行われる場合は置かないことができる。</p>	<p>(※I型療養床の利用60人、II型療養床の利用40とした場合)</p> <p>$60 \div 150 + 40 \div 300 =$ 常勤0.53人 故に1人以上</p>	<p>・条例438条の4(基準省令第4条第1項2号)</p> <p>・解釈通知第3-2</p>		
看護職員 ※看護職員とは、看護師及び准看護師のこと	<p>・常勤換算で、入所者の数を6で除した数以上</p>	<p>$100 \div 6 =$ 常勤16.66人 故に16.7人以上</p>	<p>・条例438条の4(基準省令第4条第1項3号)</p> <p>・解釈通知第3-3</p>	<p>・常勤換算方法で、入所者の数を6で除した数以上</p>	<p>$100 \div 6 =$ 常勤16.66人 故に16.7人以上</p>	<p>・条例438条の4(基準省令第4条第1項3号)</p> <p>・解釈通知第3-3</p>		
介護職員	<p>(1)常勤換算でI型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上</p>	<p>(※I型療養床の利用60人、II型療養床の利用40とした場合)</p> <p>$60 \div 5 + 40 \div 6 =$ 常勤18.66人 故に18.7人以上</p>	<p>・条例438条の4(基準省令第4条第1項4号)</p> <p>・解釈通知第3-4-(1)</p>	<p>(1)I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上</p>	<p>(※I型療養床の利用60人、II型療養床の利用40とした場合)</p> <p>$60 \div 5 + 40 \div 6 =$ 常勤18.66人 故に18.7人以上</p>	<p>・条例438条の4(基準省令第4条第1項4号)</p> <p>・解釈通知第3-4-(1)</p>		
	<p>(2)(1)にかかわらず、併設型小規模介護医療院における介護職員の配置については、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上</p>	<p>(※併設型小規模介護医療院の入所定員は19人以下、入所者19人とした場合)</p> <p>$19 \div 6 =$ 常勤3.16人 故に3.2人以上</p>	<p>・条例438条の4(基準省令第4条第7項1号、2号)</p> <p>・解釈通知第3-4-(2)</p>		<p>(2)(1)にかかわらず、併設型小規模介護医療院における介護職員の配置については、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上</p>	<p>(※併設型小規模介護医療院の入所定員は19人以下、入所者19人とした場合)</p> <p>$19 \div 6 =$ 常勤3.16人 故に3.2人以上</p>		<p>・条例438条の4(基準省令第4条第7項1号、2号)</p> <p>・解釈通知第3-4-(2)</p>
	<p>(3)介護職員の数の算出は、看護職員を介護職員とみなして差し支えない。ただし、この場合の看護職員は、人員の算出上看護職員として数えることはできない。</p>		<p>・解釈通知第3-4-(3)</p>		<p>(3)介護職員の数の算出は、看護職員を介護職員とみなして差し支えない。ただし、この場合の看護職員は、人員の算出上看護職員として数えることはできない。</p>			<p>・解釈通知第3-4-(3)</p>

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式 5-2 P63

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
療養室	・1室あたり定員4人以下、入所者1人あたり8㎡以上（内法）、地下不可。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第438条の5第1項 ・ 基準省令第5条第2項第1号 ・ 解釈通知第4-2-(1)-②-イ 	
	・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面すること。		
	・入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。		
	・収納設備、ナースコールを設けること。		

様式 5-2 P63

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
療養室	・1室あたり定員4人以下、入所者1人あたり8㎡以上（内法）、地下不可。		
	・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面すること。		
	・入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。		
	・収納設備、ナースコールを設けること。		

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新

旧

様式5-2 P64

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・1ユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 		
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は1人とする。ただし夫婦で利用する場合など、サービスの提供上必要と認められる場合は2人とする事ができる。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・床面積は10.65㎡以上(壁心)とすること。ただし定員2人の場合は、21.3㎡(壁心)以上とすること。 ・ユニットに属さない療養室を改修したものについては10.65㎡以上(21.3㎡以上)とし、入居者同士の視線の遮断確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・地階に設けてはならない。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・ナースコールを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条第1項、第2項第1号(イ) ・解釈通知第6-3-(4) 	
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該ユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・当該ユニットの入居者全員と職員とが一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な必要な設備及び備品を備えた上で車椅子の通行に支障がない形状が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項口 ・解釈通知第6-3-(5) 	
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項ハ ・解釈通知第6-3-(6) 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項ニ ・解釈通知第6-3-(6) 	

様式5-2 P64

施設・設備	基準	根拠法令	法人✓欄
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・1ユニットの定員は概ね10人以下とすること。 		
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は1人とする。ただし夫婦で利用する場合など、サービスの提供上必要と認められる場合は2人とする事ができる。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ・床面積は10.65㎡以上(壁心)とすること。ただし定員2人の場合は、21.3㎡(壁心)以上とすること。 ・ユニットに属さない療養室を改修したものについては10.65㎡以上(21.3㎡以上)とし、入居者同士の視線の遮断確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・地階に設けてはならない。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ・入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・ナースコールを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条第1項、第2項第1号(イ) ・解釈通知第6-3-(4) 	
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該ユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・当該ユニットの入居者全員と職員とが一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な必要な設備及び備品を備えた上で車椅子の通行に支障がない形状が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項口 ・解釈通知第6-3-(5) 	
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項ハ ・解釈通知第6-3-(6) 	
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の45 ・基準省令第45条、第2項ニ ・解釈通知第6-3-(6) 	

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式 新旧対照表

新			旧		
様式 5 - 2 P66			様式 5 - 2 P66		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の6第1項7号、8号 ・基準省令第6条第1項7号、8号 			
	<p>感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」の策定に努めること。(令和6年4月1日から義務化)</p> <p>職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の30の2 ・基準省令第30条の2 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法により調剤所が必要となること。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・療養室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に影響が無い場合、ユニット型施設と従来型施設で共用可能。 ・入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。 ・共用可能な施設は、それぞれの基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第438条の6第1項7号、8号 ・基準省令第6条第1項7号、8号 			

